

答 申 書

3 水 審 第 69 号
令和 4 年 3 月 10 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会
会 長 田中 栄次

水産基本計画の変更の諮問に対する答申について

令和 3 年 4 月 16 日付け 2 水漁第 1482 号をもって諮問のあった水産基本計画の変更（諮問第 354 号）について、下記のとおり答申する。

記

水産基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

2水漁第1482号
令和3年4月16日

水産政策審議会
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

水産基本計画の変更について（諮問第354号）

水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第9項において準用する同条第6項の規定に基づき、「水産基本計画の変更」について、貴審議会の意見を求める。